

稚内市(仮称)生ごみ中間処理施設整備・運営事業 実施方針に関する質問と回答

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
1		用語の定義	【実施方針等】	実施方針の公表の際に市が公表する書類一式として“基本設計書”が挙げられていますが、5月20日に公表された資料に該当するものがありません。いつ公表予定でしょうか。	本市の誤りであり、公表の予定はありませんので訂正します。
2		用語の定義	【実施方針等】	「具体的には、実施方針及び添付資料、基本設計書をいう。」とありますが、基本設計書どのように入手できるのでしょうか。	
3	0	用語の定義	【整備・運営委託料】	「本施設の設計、建設業務に係る経費の一部」とありますが、 ①一部に含まれない経費には、具体的にどんな項目を想定されていますか。 ②上記を整備・運営委託料に含めない理由は何ですか。	①建設費のうち、本市が国庫補助金等及び一般廃棄物処理事業債の起債により支払う額以外をいう。 ②当該額は、建設終了時に一部払金として支払われるため。
4	1	1.-(1)-5)	本施設の設計及び建設に関する業務	業務範囲 計画予定地は森林地域(地域森林計画対象民有林)であるので、都市計画法の開発行為、林地開発許可が必要になると考えられますが、設計及び建設に関する業務にこの2つの許認可手続きが記載されていません。開発行為、林地開発許可が必要な場合は、市が実施すると理解してよろしいでしょうか。	「①本施設の設計及び建設に関する業務」のうち「その他これらを実施する上で必要な業務」として事業者が実施するものです。 なお、都市計画法の開発行為は、当該敷地が都市計画区域外であることから不要となりますが、林地開発許可については必要となります。
5	1	1.-(1)-5)-①	本施設の設計及び建設に関する業務	一般廃棄物処理施設設置許可申請手続 設置許可申請については設置者である事業者が行うこととなっていますが、手続きの流れとしては「市町村が設置する一般廃棄物の届出施設の場合」(廃棄物処理施設生活環境影響調査指針)と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
6	1	1.-(1)-5)-①	本施設の設計及び建設に関する業務	生活環境影響調査 生活環境影響調査について、“市で実施済みの部分を除く”とありますが、実施済みの部分とは要求水準書(案)のⅡ.1.(5)に記載されている、“市が平成19年度に行った現況調査”のことと理解してよろしいでしょうか。 その場合には、現況調査の結果をご開示ねがいます。	そのとおりです。 現況調査の結果については、入札説明書等に表示します。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
7	1	1.-(1)-5)-①	本施設の設計及び建設に関する業務	生活環境影響調査 現況把握については、平成19年度御市実施分を流用することとなっていますので、「調査事項整理」、「調査対象地域設定」、「現況把握」は、実施済みであり、以降の「予測」、「影響分析」、「生活環境影響調査書作成」を事業者が実施することの解釈でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
8	1	1.-(1)-5)-①	本施設の設計及び建設に関する業務	生活環境影響調査 本施設の生活環境影響評価上の扱いは、「発酵堆肥化施設」として、調査項目等は、し尿処理施設に準じているとの解釈でよろしいでしょうか。	既に実施の現況調査においては、「選別施設」として、「破碎・選別施設に準ずる施設」としてあります。
9	1	1.-(1)-5)-①	本施設の設計及び建設に関する業務	生活環境影響調査 市町村が設置する一般廃棄物の届出施設の場合の流れは、「地域の生活環境への影響を調査」→「告示・縦覧」→「関係住民からの意見書の提出」→「届出」となります。 一方、「稚内市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」では、本施設は生活環境影響調査結果の縦覧等を行う施設には該当しないように見受けられます。 これらを踏まえて、本施設に係る生活環境影響調査と設置手続きの (1)手続きの流れと(2)期間について、御市の考え方をお示ください。	当該調査は、一般廃棄物処理施設設置届に係わる生活環境影響調査の手続きとなります。
10	1	1.-(1)-5)-①	本施設の設計及び建設に関する業務	生活環境影響調査 生活環境影響調査(市で実施済みの部分を除く)とありますが具体的な調査内容は平成18年9月の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針(環境省大臣官房)に従うことよろしいでしょうか。	そのとおりです。
11	1	1.-(1)-5)-①	本施設の設計及び建設に関する業務	事業範囲として『生活環境影響調査(市で実施済みの部分を除く)』とありますが、市で実施済みの範囲について、具体的にご教示ください。	調査対象地域の設定及び、現況把握調査として大気汚染、騒音、振動、悪臭についての調査を実施しています。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
12	1	1.-(1)-5)-①	本施設の設計及び建設に関する業務	着工準備 着工準備(用地造成、インフラ整備等)、と記載されておりますが、インフラ整備には本施設から国道までの上水道及び下水道の整備も含まれるのでしょうか。	そのとおりです。
13	1	1.-(1)-5)-①	本施設の設計及び建設に関する業務	工事管理、は「工事監理」ではないでしょうか。	指摘のとおり「工事監理」の誤りですので、訂正します。
14	2	1.-(1)-5)-①	本施設の設計及び建設に関する業務	「工事管理」は「工事監理」の誤植でしょうか。	
15	2	1.-(1)-5)-①	本施設の設計及び建設に関する業務	事業範囲 「発生ガス等のエネルギー活用」とは余熱利用施設のようなものを想定されているのでしょうか。	発生ガスによる発電、発生熱の利用や発生ガスの燃料としての活用などを想定しているが、これらに関わらず事業者の独自の発想による提案に期待しています。
16	2	1.-(1)-5)-②	本施設の運営及び維持管理に関する業務	「見学者への対応」とありますが、これは現場での案内・説明であり、見学希望者の受付窓口は貴市と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
17	2	1.-(1)-5)-②	本施設の運営及び維持管理に関する業務	「処理施設の運転、処理施設の保守管理」の範囲を明示願います。	本事業の実施のために本施設に設置される全ての施設、設備・機器を対象とします。
18	2	1.-(1)-5)-②	本施設の運営及び維持管理に関する業務	「発生ガス等のエネルギー活用」とは、具体的に何を示すのでしょうか。消化ガス発電という認識で宜しいでしょうか。ご教示願います。	No.15 の回答を参照して下さい。
19	2	1.-(1)-5)-②	本施設の運営及び維持管理に関する業務	「清掃」の範囲と内容について明示願います。 また、除雪について具体的な範囲と想定される積雪量等について明示願います。	清掃は、本施設内及び施設周辺の衛生的環境を維持するために行うものをいいます。 除雪の範囲については、敷地内及び取付道路を想定しています。 稚内市の平均積雪量は年間 83 cmとなっています。
20	2	1.-(1)-5)-②	本施設の運営及び維持管理に関する業務	警備については、現地職員にて対応可能な、一般警備と理解して宜しいでしょうか。	そのとおりです。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
21	2	1.-(1)-5)-②	本施設の運営及び維持管理に関する業務	業務範囲 運営及び維持管理に関する業務に、最終残渣の処理に関する業務が記載されていません。 ①最終残渣処理は全て市の責任でなされる予定ですか。 ②残渣の性状に基準はありますか。	①最終残渣の処理は稚内市が行いますが、最終処分場への搬入は事業者の責任となります。 ②入札説明書等で表示します。
22	2	1.-(1)-5)-②	本施設の運営及び維持管理に関する業務	「稚内終末処理場」及び「最終処分場」における現状のユーティリティ(電気・水道・ガス・下水道・薬品等)単価について、ご教示願います。	①電気:終末処理場は高圧電力Ⅲ型(時間帯別料金)契約実量制で現状 314kW 契約、最終処分場は高圧電力Ⅰ型(一般料金)契約実量制で現状 82kW、単価は北海道電力電力供給約款によります。 ②水道:両施設とも稚内市水道給水条例によります。 ③ガス:最終処分場はガスを使用しておらず、終末処理場のLPG単価は 540 円/m ³ です。 ④下水道:最終処分場は下水道区域外のため未接続です。 ⑤薬品等:両施設とも管理運営上支障があるため公開できません。
23	2	1.-(1)-7)	事業期間	「本事業の事業期間は、平成 22 年 4 月から平成 39 年 3 月までの 17 年間(設計・建設期間 2 年間、運営・維持管理期間 15 年間)とする。」 と記載があるが、事業スケジュール(予定)より供用開始時期が早まった場合、その開始時期から 15 年間という理解で宜しいでしょうか、ご教示願います。	処理対象物の収集等の問題があることから、供用開始時期の繰り上げは想定していません。
24	2	1.-(1)-8)	事業のスケジュール(予定)	設計・建設期間は 2 年間となっておりますが、許可、生活環境影響調査、建設工事、試運転等のそれぞれの期間をどのように想定されていますか。	設計(許可申請等、環境影響調査等を含む)期間として 4 カ月、施設整備期間として 14 カ月、試運転期間として 6 カ月を想定しています。
25	2	1.-(1)-9)	事業期間終了後の措置	「更新後における最良の結果を得ることができると市及び事業者が判断し」とありますが、市が判断し、市が望む場合でも、事業者が改修・運営及び維持管理業務を望まなかった時には、契約締結を辞退することができますか。	そのとおりです。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
26	3	1.-(1)-10-①	事業者の収入に関する事項	初期投資に相当する額とは施設整備費も含まれると理解します。よって、SPCを設立する資本金等も含まれると判断しますが如何でしょうかご教授願います。	初期投資に相当する額とは、本施設の設計費及び建設に要する費用をいい、SPCの資本金は含みません。
27	3	1.-(1)-10-①	事業者の収入に関する事項	「施設の設計・建設等に係る初期投資に相当する費用については、事業期間中、……定める額を支払う」とあり、“頁20：7. (2)2建設段階における建設費の一部支払”において建設一部払金の説明がなされています。 環境省交付金と市の起債等によって調達される建設一部払金は、設計・建設等に係る初期投資の何%程度を想定されていますか。 SPCが借入調達する金額、これと関係するSPCの資本金等などの目安を早期に立てたい為です。	本市が予定している環境省の「循環型社会形成推進交付金」の交付率は、対象事業費の1/2、一般廃棄物処理事業債の充当率は、補助分として90%、単独分として75%となっています。 建設一部払金の額は提案の内容により大きく異なりますが、現状では概ね70%から75%程度と想定しています。
28	3	1.-(1)-10-②	事業者の収入に関する事項	施設の維持管理・運営業務に対する対価(委託料)は、搬入されるごみの量に応じた従量料金と人件費等の固定料金で構成されると理解してよろしいでしょうか？ 全額を固定料金とした場合、リスク分担で「搬入するごみの量及び質」のリスクが市となっていることに伴い、「搬入するごみの量及び質」の変動による毎年の契約変更が可能となると理解してよろしいでしょうか？	入札説明書等で表示します。
29	3	1.-(1)-10-③	事業者の収入に関する事項	副生成物、余剰エネルギーの所有権(帰属)が貴市から事業者へ移転するのは、どの時点とお考えでしょうか。	処理対象物が本施設に搬入された時点と考えます。
30	3	1.-(1)-10-③	事業者の収入に関する事項	「副生成物、余剰エネルギー等の売却収入は事業者の収入とする」とありますが、これらの活用方法についての提案は事業者選定における評価対象になるでしょうか。その際、配点、加点としてどの程度のウエイトを想定しているでしょうか。	そのとおりです。 評価基準については「事業者選定基準」で表示します。
31	3	1.-(1)-12-①	本施設の設計及び建設に関する業務	国庫補助金申請は稚内市が行ない、必要により事業者が支援するとの解釈で宜しいでしょうかお示ください。	そのとおりです。 事業者には申請のための資料の作成等を想定しています。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
32	4	1.-(2)-1)	特定事業の選定に当たっての考え方	貴市にて本事業を特定事業として選定される際の検討内容を公表される予定はありますか。 また、本事業の予定価格を公表される予定はありますか。	特定事業の選定においては、PFI法第8条第1項に基づき、客観的な評価を公表します。 予定価格は、公表を予定しています。
33	4	1.-(2)-2)-②	特定事業の選定手順	『市の財政負担見込額の算定に当たっては・・・』とありますが、いわゆる予定価格の公表はされるのでしょうか。	No.32 の回答を参照して下さい。
34	5	2.-(1)	事業者選定の方法	「総合評価型一般競争入札方式を採用」とありますが、予定価格は公表されますか。	
35	5	2.-(2)	事業者選定の手順及びスケジュール	『平成21年8月上旬⑧PFI基本協定書(案)、事業契約書(案)公表』とありますが、今まで実施されてきたPFI事業では『7月15日の入札公告、入札説明書・要求水準書の公表・交付』の際に同じく発表されています。事業者側としても提案に向けて基本協定書、事業契約書は欠かすことの出来ない資料ですので、同時期の公表にさせていただきませんか。	入札説明書等で表示します。
36	6	2.-(3)-3)	実施方針等に関する質問受付、回答公表	本件の予定価格の設定に当り価格の根拠となる各社からの見積金額、実績金額をベースとして専門コンサルが設定したと理解していますが、今回の生ごみバイオマスは初期施設の改善・改良を付加した内容が求められる第二世代と考えます。よって、予定価格の見極めが最重要な営業判断となりますので予定価格の公表日をお示しください。	入札説明書等で表示します。
37	7	2.-(3)-10)	参加表明の受付(参加資格審査書類の受付)、参加資格審査結果の通知	入札説明書等に関する第1回質問回答の公表、および基本協定書(案)・事業契約書(案)の公表後、十分な検討期間(最短でも2週間)が確保されるように参加表明の受付日を設定して頂けますか。 第1回質問回答あるいは事業契約書(案)の内容は、参加するか否かの重要な判断材料の一つです。	入札説明書等で表示します。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
38	9	2.-(4)-2)	応募者の構成員等の資格等要件	・競争入札参加資格登録業者名簿の件 稚内市競争入札参加資格登録業者名簿に登録されている必要があると記載されているが、平成21年度及び22年度の業者登録は終了していると聞く。業者登録をしていない企業が、入札に参加希望する場合、追加の登録を認めてもらえるかどうか教えて頂きたい。	平成21年度稚内市競争入札参加資格登録は既に終了しており、追加の登録は認められません。
39	9	2.-(4)-2)	応募者の構成員等の資格等要件	本事業には、応募企業あるいは応募グループで参画とありますが、建設物の工事監理業務と建設業務を兼務できないということは、単一企業での参画は不可能と解釈してよろしいでしょうか。	応募企業以外の全てが協力会社となる場合もあることから単一企業での参加が不可能となるとは解釈していません。
40	9	2.-(4)-2)	応募者の構成員等の資格等条件	「同一業務を複数の者で実施する場合は、主たる業務を担う少なくとも1社がその要件を満たすこと。」とありますが、事業者が例えば設計業務を、配管設計、電気設計、土木建築設計等に分けて協力会社に発注した場合に、それらの何れかを担当する協力会社が、要件を満たせばよいということでしょうか。或いは、主たる業務の考え方が別途あるのでしょうか。	そのとおりです。
41	10	2.-(4)-2)	応募者の構成員等の資格等要件	「落札者決定までに上記1)及び本資格等を欠くような事態が生じた場合には失格」とありますが、参加表明時から落札者決定(平成21年12月予定)までの間、1)と2)に記載された要件を欠けば、該当構成員あるいは協力企業の変更が認められない限り失格、と理解してよろしいですか。	そのとおりです。
42	10	2.-(4)-2)	応募者の構成員等の資格等要件	『…なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札決定までに、上記1)及び本資格等要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。』とありますが、落札決定までとは優先交渉権確定、仮契約締結、議会承認のどの時点を指すのでしょうか。	落札者(優先交渉権者)の決定時点をいいます。
43	9	2.-(4)-2)-②	応募者の構成員等の資格等要件	建築物の工事監理にあたる者は次の要件を満たすこと。とありますが、建築物の設計施工者以外の工事監理者を応募グループに含める必要がありますか？	工事監理にあたる者を応募グループに含めることは必須ではありません。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
44	9	2-(4)-2)-③	応募者の構成員等の資格等要件	別に応募グループの中に構成員がいれば、建築物の建築にあたる者が、構成員ではなく、すべて“協力会社”としての参加でも問題ないですか。	そのとおりです。
45	10	2-(4)-2)-④	応募者の構成員等の資格等要件	別に応募グループの中に構成員がいれば、中間処理施設(プラント)の建築にあたる者が、構成員ではなく、すべて“協力会社”としての参加でも問題ないですか。	No.44 の回答を参照して下さい。
46	10	2-(4)-2)-④-(イ)	応募者の構成員等の資格等要件	「メタン発酵設備の実機あるいは実証機での安定した運転実績」とありますが、「安定した運転実績のあるメタン発酵設備の実機あるいは実証機を建設した実績」の誤りではないでしょうか？この文章では、運転実績のみ有すれば良いと解釈できます。	本施設に設置されるプラント設備・機器の要件を示しており、当該要件を満たす設備・機器を設置することが可能な者であることを資格要件としています。
47	10	2-(4)-2)-④-(イ)	応募者の構成員等の資格等要件	メタン発酵設備の実機あるいは実証機での安定した運転実績を有すること。と記載されておりますが、「安定した」の証明をどのように示せばよいでしょうか。また、「運転実績」と認められる設備規模・年数等の規定はないとの理解でよろしいでしょうか。	「安定した運転実績」とは、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能の指針に関する指針について(平成10年10月28日生衛発第1572号厚生省生活衛生局水道環境部長通知。以下「性能指針」という。)に定められている「安定運転」を意味し、証明とは、性能指針に適合する技術資料及び技術を保証する資料等を示します。「運転実績」については、性能指針に規定される内容となります。なお、詳細については入札説明書等に表示します。
48	10	2-(4)-2)-④-(イ)	応募者の構成員等の資格等要件	「環境法令要件等を満足していることを証明できること」と記載されておりますが、証明をどのように示せばよいでしょうか、ご教示下さい。	環境法令要件等を満足する技術資料及び技術を保証する資料等を示し、第三者機関等の評価を受けたものに限定するものではありません。
49	10	2-(4)-2)-④-(イ)	応募者の構成員等の資格等要件	「その施設が環境法令要件等を満足していることを証明できること。」とありますが、「環境法令要件等」について具体的な要件を明示願います。また、「証明」の具体的な方法について明示願います。	
50	10	2-(4)-2)-④-(イ)	応募者の構成員等の資格等要件	「メタン発酵設備」には、下水汚泥の消化設備は含まれると理解してよろしいでしょうか？	そのとおりです。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
51	10	2-(4)-2)-④ -(イ)	応募者の構成員等の資格等要件	(イ)メタン発酵設備の実績・・・と記載があるが、メタン発酵設備とは、家畜糞尿設備も含むのでしょうか。	そのとおりです。
52	10	2-(4)-2)-④ -(ウ)	応募者の構成員等の資格等要件	「高効率原燃料回収施設の基準に適合する技術資料、保証する資料等を提示」と記載されておりますが、どのような資料を考えておられるのでしょうか、ご教示下さい。	処理対象物を処理することにより、高効率原燃料回収施設の基準を満足することが可能である旨を示す技術資料及び技術を保証する資料等をいい、必ずしも第三者機関等の評価を受けたものに限りません。
53	10	2-(4)-2)-④ -(ウ)	応募者の構成員等の資格等要件	(ウ)環境省における循環型・・・基準に適合する技術資料及び技術を保証する資料等を提示できるものであること。と記載があるが、「技術資料」及び「保証する資料」について、ご教示願います。 たとえば、当社が作成した「技術資料」及び「保証する資料」で宜しいのでしょうか。	
54	10	2-(4)-2)-④ -(ウ)	応募者の構成員等の資格等要件	「エネルギー回収施設(高効率原燃料回収施設)の基準に適合する技術資料及び技術を保証する資料等を提示できるものであること。」とありますが、「基準に適合する技術資料」とは計算書等と理解してよろしいでしょうか？また、「技術を保証する資料等」とは応募者の保証書等と理解してよろしいでしょうか？	
55	10	2-(4)-2)-⑤	応募者の構成員等の資格等要件	資格等要件 配置を予定する技術者の運転経験は、運営開始時までに満足していればよろしいでしょうか。 また、運転経験期間等の制約条件はありますか。	そのとおりです。 No.60 の回答を参照して下さい。
56	10	2-(4)-2)-⑤	応募者の構成員等の資格等要件	別に応募グループの中に構成員がいれば、中間処理施設(プラント)の運営及び維持管理にあたる者が、構成員ではなく、すべて“協力会社”としての参加でも問題ないですか。	そのとおりです。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
57	10	2-(4)-2)-⑤ -(イ)	応募者の構成員等の資格等要件	本施設のうち中間処理施設(プラント)の運営及び維持管理にあたる者は、次の要件を満たすこと。 (イ)メタン発酵設備の実機あるいは実証機での運転経験を有する技術者を運営開始から1年以上専任で配置できるものであること。 との記載があるが、提案書類提出時に、配置予定者を提示する必要はありますか？	配置予定者を提示する必要は特にありません。
58	10	2-(4)-2)-⑤ -(イ)	応募者の構成員等の資格等要件	「運転経験」は、メンテナンスの経験のみの場合も含むと理解してよろしいでしょうか？	「運転経験」についてはNo.60に示すとおりですので、メンテナンスの経験のみは含まれません。
59	10	2-(4)-2)-⑤ -(イ)	応募者の構成員等の資格等要件	「メタン発酵設備」には、下水汚泥の消化設備は含まれると理解してよろしいでしょうか？	そのとおりです。
60	10	2-(4)-2)-⑤ -(ウ)	応募者の構成員等の資格等要件	メタン発酵設備の実機あるいは実証機での運転経験を有する技術者を運営開始から1年以上専任で配置できるものであること。と記載されておりますが、運転経験の年数に規定がありましたらご教示下さい。また、これから実機の運転を経験しても経験者と言えるなどの、経験の期間に規定がありましたらご教示下さい。	本施設の本稼働時において、1年以上、メタン発酵設備の実機あるいは実証機の運営及び維持管理業務に携わり、初期故障対応やガス回収作業等の実績を把握している技術者を意味します。
61	10	2-(4)-3)	応募者の構成員等の変更	『ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行なうこととする。』とありますが、具体的な事例をご教示下さい。	出資企業が合併や倒産した場合などが該当するものと考えます。
62	11	2-(5)-3)	審査手順	「審査は、資格審査と提案審査の2段階にて実施し、経済性、事業計画、施設整備・運営・維持管理能力、資金調達計画、事業収支計画、その他の条件などを審査委員会が総合的に評価する。 と記載があるが、そのそれぞれの項目を定量的に価値換算し評価するということでしょうか。評価基準の明確化が必要と考えます。募集要項等で明示をお願い致します。	評価基準については「事業者選定基準」で表示します。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
63	11	2.-(5)-3)-①	資格審査	①資格審査 参加資格通過者は、事業提案書を提出すること。 との記載があるが、資格審査後、提案書提出までに、入札参加者の都合により応札を断念し、事業提案書の提出を行なわなかった場合、ペナルティーが課せられるのか？	ペナルティーを課すことは想定していません。
64	11	2.-(5)-4)	落札者の決定	「落札決定時から事業契約締結までに、市との契約に関して次の事由に該当した場合は失格になる」とありますが、通常、基本協定に盛り込まれる同主旨の規定と同様、“市との契約に関して”の意味を“当PFI事業に関して”と理解し、当PFI事業に係わる応募あるいは営業活動が①あるいは②の事由に該当した場合は失格、との理解でよろしいですか。	そのとおりです。
65	12	2.-(6)-2)	特別目的会社の設立等	本件はBTO事業方式のため民間資金を金融機関から調達することが要件であると認識しています。プロジェクトファイナンスで融資を受ける場合は担保権の設定は条件となりますので承諾を頂けると理解しますが如何でしょうかお示しください。	そのとおりです。
66	12	2.-(6)-2)	特別目的会社の設立等	特別目的会社は施設完成後に施設内に移転することは可能ですか？	事業敷地内にSPCの所在地の登記はできません。
67	12	2.-(6)-2)	特別目的会社の設立等	また、本施設のうち、建築物の建築にあたる者、又は中間処理施設(プラント)の建設にあたる者の出資比率は、構成員の中で最も高くなるものとする。 との記載があるが、プラントの性能保証が求められている今回施設のPFI事業においては、プラント建設にあたる者の重要性は、建築物の建設にあたる者とは比較出来ない程、高いと推察できる。 従い、「また、本施設のうち、中間処理施設(プラント)の建設にあたる者の出資比率は、構成員の中で最も高くなるものとする。」と記載するべきではないか。また、経営事項審査点数についても、建築設備同様に設けるべきではないか。	実施方針で表示のとおりです。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
68	12	2.-(6)-2)	特別目的会社の設立等	事業期間中のSPCの株主構成・出資比率の変更は可能でしょうか。	「実施方針 2.-(6)-2) 特別目的会社の設立等」に表示する出資要件に反しない限り可能ですが、市の承諾が必要です。
69	12	2.-(6)-2)	特別目的会社の設立等	設立するSPCの最低資本金額や最低自己資本比率等について、何らかの制限はありますか。	特にありません。
70	13	2.-(6)-2)	特別目的会社の設立等	「また、本施設のうち、建築物の建築にあたる者、又は中間処理施設の建設にあたる者の出資比率は、構成員の中で最も高くなる」とありますが、“又は”となっていますので、仮に中間処理施設の建設にあたる者が最大出資者となれば、建築物の建築にあたる者は出資をしない協力会社であってもよい(あるいはその逆)、と理解してよろしいですか。	そのとおりです。
71	13	2.-(6)-2)	特別目的会社の設立等	「建築物の建築にあたる者、又は中間処理施設(プラント)の建設にあたる者の出資比率は、構成員の中で最も高くなるものとする。」とありますが、代表企業は出資比率が最も高くなければならないとの条件はないとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりですが、代表企業の出資比率が最も高くなることが望ましいと考えます。
72	13	2.-(7)-2)	特許権等	ただし、市が事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合は、仕様書等に特許権等の対象である旨が明記されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを知らなかった場合には、市が責任を負担する。 との記載があるが、 ①入札参加者が特許権等の対象であることを知らなかったとは、どの時点での現象を指すのか。 ②特定の入札参加者が特許権を保有している場合、特許に係る費用は、提案価格に影響を与えないよう(特定の入札参加者が優位とならぬよう)、配慮を行なうのか。	①事業着手時です。 ②特許権は、特許所有者の特有の権利であることから、特許所有者が一定の優位性を持つことはやむを得ないものと考えます。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
73	14	3-(4)	事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項	モニタリングに必要な費用は、貴市の負担と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。
74	15	3-(4)-3)-②	工事施工時	「事業者は、建築基準法に規定される工事管理者、建設業法に規定される監理技術者を配置し」と記載がありますが、事業者(SPC)は法律上の建設業の資格を有する者ではなく、建設工事の発注者との位置付けと理解します。従って、当該資格者(工事管理者、監理技術者等)を配置するのは構成員、もしくは協力会社となると考えます。 該当文書の「事業者」を「構成員若しくは協力会社」と変更願います。	本事業の実施については、全て事業者の責任のもとで実施されるものであり、構成員若しくは協力会社に対して直接責任を負わせるものではありません。
75	15	3-(4)-4)	性能未達の場合における措置	頁 20 に「エネルギー回収施設(高効率原燃料回収施設)として交付金を見込む」とあり、本施設に求められる性能の一つが高効率原燃料回収施設の基準であると考えております。しかし頁 16 に示される処理対象では、ごみ質と量の変動することを考慮すると、上記基準であるメタン回収ガス発生率 150Nm ³ /ごみトン以上、メタン回収ガス発生量 3,000Nm ³ /日以上、の双方をモニタリング時に実データとして確認するのは厳しいと考えます。 例えば、モニタリング時には、ガス回収量の実データをゴミの量・ゴミ質による補正を行って、当初想定していたごみ量・ゴミ質であった場合には上記ガス発生率・発生量の基準を満たすことを机上で確認する、といった対応が必要になってくると考えます。 モニタリング時の性能確認(特にガス量の確認)方法について、お考えをご教示ください。	発生ガス量等については、平均値をもって確認されるものと考えている。 基本的には、実発生量をもって実績値とすることとしますが、性能未達の場合の措置については、当然、ごみの量・質に関する内容を考慮します。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
76	15	3-(4)-4)	性能未達の場合における措置	運営開始後、モニタリングによるペナルティーの範囲は、設計・建設業務の対価の支払いには及ばないと考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	性能未達の原因が、設計又は建設工事施工にあるときは、整備費に及ぶこともあり得ます。
77	16	4-(2)-2)-①	処理対象	・一般廃棄物(生ごみ)の組成について 1)含水率、たんぱく質、炭水化合物、脂質、灰分等の割合を開示願います。 2)炭素、窒素、水素、リン等の割合を開示願います。	入札説明書等で表示します。
78	16	4-(2)-2)-①	処理対象	各処理対象(計画収集生ごみ・家庭系自己搬入生ごみ・事業系生ごみ、下水汚泥、水産廃棄物、紙、油類)の搬入荷姿をご提示下さい(搬入車種、専用容器、ビニール袋等)。また、厳冬季搬入時に凍結する心配は無いのでしょうか？	入札説明書等で表示します。
79	16	4-(2)-2)-①	処理対象	生ごみ、下水汚泥、水産廃棄物、紙類、油類それぞれについて、搬入車両、搬入頻度、荷姿をご教示いただけませんか？併せて、それぞれの原料中の、異物の種類や混入割合をご教示ください。また、市のリスクとして保証する数値の範囲(変動幅)が有る場合は、その値を明示願います。さらに生ごみ収集袋の種類をご教示ください。回答される原料性状については、市の保証事項と考えますが、よろしいでしょうか？	荷姿、搬入車両はNo.78の回答を参照して下さい。その他は入札説明書等で表示します。回答する原料性状は、基本的に市の保証事項とします。
80	16	4-(2)-2)-①	処理対象	各処理対象(廃棄物)の性状と収集形態をご教示下さい。	入札説明書等で表示します。
81	16	4-(2)-2)-①	処理対象	各処理対象物の、含水率、COD _{Cr} 、全窒素、搬入荷姿(ビニール袋搬入等)、異物混入率(重量当り)をご提示ください。	
82	16	4-(2)-2)-①	処理対象	処理対象物の種類別に、・含水率、・COD _{Cr} 、・異物量、・搬入形態を、ご教示ください。 ガス量の算出、機器設計に不可欠な情報です。	

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
83	16	4.-(2)-2)-①	処理対象	1. 生ごみ、下水汚泥、水産廃棄物、紙類、油類それぞれについて、含水率または固形分濃度(TS)、有機分率(VS)、BOD、T-N、T-P、油脂分をご提示いただけませんか？ 2. 水産廃棄物については具体的な種類を明示いただけませんか。 3. 油についても、具体的な油の種類を明示いただけませんか？	入札説明書等に表示します。
84	16	4.-(2)-2)-①	処理対象	・水産廃棄物の種類について 1) 内容(種類・例えばうろ、魚骨、魚油等)を開示ください。	入札説明書等に表示します。
85	16	4.-(2)-2)-①	処理対象	水産廃棄物の内訳及び各性状を御教示願います。	
86	16	4.-(2)-2)-①	処理対象	・その他の産業廃棄物の投入について ガス量確保の為、水産廃棄物以外の産業廃棄物の投入の可能性、その場合の交付金への影響について教えてください。	本施設については、一般廃棄物(生ごみ)と下水道汚泥との併産廃処理に加え、一部産業廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として整備することとしていることから、現状想定以上の水産廃棄物等以外の処理は想定していません。 万一、処理を行った場合、交付金の減額や不適用が想定されます。
87	16	4.-(2)-2)-①	処理対象	紙類の内訳を御教示願います。	シュレッダー破砕紙、ティッシュ・キッチンペーパー等の汚損紙等です。
88	16	4.-(2)-2)-①	処理対象	生ごみと水産廃棄物の前処理装置の設計と見積積算のために、 ア) 生ごみと水産廃棄物に含まれる発酵不適物の比率(%)をご教示ください。 イ) 生ごみ: 11.51t/日および水産廃棄物: 1.37t/日は、発酵不適物除去後の数値でしょうか？ ウ) 生ごみ中に紙おむつは含まれますか？含まれるとすれば、何%含まれるかをご教示ください。	ア) 入札説明書等に表示します。 イ) 発酵不適物除去前の数値です。 ウ) 含まれていません。
89	16	4.-(2)-2)-①	処理対象	下水汚泥の種類をご教示ください。 (混合生汚泥、消化汚泥、浄化槽汚泥など)	入札説明書等に表示します。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
90	16	4.-(2)-2)-①	処理対象	事業者の提案により、処理対象に「紙類、油類」を加えることが可能ですが、各々のt/日の最大数量はどの程度でしょうか。また、搬入数量及び搬入時期を指定することは可能でしょうか。	実施方針に示すとおり、紙類 1.4トン、油類 0.08トンです。搬入時期は協議が必要ですが、指定することは難しいと考えます。
91	16	4.-(2)-2)-①	処理対象	副生成物のコンポスト化等有効利用を検討する上で、処理対象となる「下水道汚泥」や「水産廃棄物」には、重金属等利用の妨げとなる物質の混入の可能性がありますか。また、分析データの開示は可能でしょうか。	重金属混入の可能性は否定できません。下水道汚泥については、分析データは入札説明書等で公開しますが、水産廃棄物については分析を行っていないことから開示ができません。
92	16	4.-(2)-2)-①	処理対象	2)施設規模①処理対象については、今回事業検討に当たっての保証値と考えて宜しいでしょうか、その場合、要求水準書、募集要項等に明示をお願い致します。	そのとおりです。 「実施方針」に示すとおり。市のリスクとして設定しています。
93	16	4.-(2)-2)-①	処理対象	質問内容 紙類、油類については事業者の提案により必要とされた場合、処理対象に加えることが可能、とありますが、 1. 当初の事業提案書では紙類、油類を加えると記載した場合、運営段階で紙類、油類の受け入れを取りやめることはできますか？その場合、ペナルティーはありますか？ 2. 当初の事業提案書では紙類、油類を受け入れると記載しなかった場合、運営段階でそれらを受け入れるように変更することは可能ですか？その場合、サービス購入対価として、紙類・油類の処理委託費は支払われますか？その単価は生ゴミと同じ単価になるのでしょうか？	1 収集体制との兼ね合いがあり協議が必要となります。 2 受入の変更については1と同様です。従量料金は搬入される対象物の量に応じて支払われますので、支払の対象となります。
94	16	4.-(2)-2)-①	処理対象	施設の維持管理・運営業務に対する対価(委託料)については、搬入されるごみの量に応じた従量料金(変動料金)と人件費等の固定料金で構成されることと推察しますが、生ゴミ、下水道汚泥、水産廃棄物、紙類、油類という種類ごとに、従量料金(変動料金)は異なる契約になるのでしょうか？それとも一律の料金体系となるのでしょうか？	そのとおりです。 料金体系は一律の料金体系を想定しています。
95	16	4.-(2)-2)-③	系列数	処理規模において、系列数を当社判断にて複数系列とすることは可能でしょうか。	提案により可能です。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
96	17	4.-(4)	地元同意の取得	「市は、本事業実施についての、地元同意を得る。」とありますが、同意取得の状況をご教示下さい。	事業予定地に生ごみの中間処理施設を建設するという情報開示のみです。 設計終了後、住民説明会等の開催を予定しています。
97	19	6.-(3)	金融機関と市の協議	市は、事業者に対し資金供給を行なう金融機関と協議を行い、直接協定(ダイレクトアグリーメント)を結ぶことがある。と記載があるが、貴市と融資機関が直接協定を行なうということは、本事業はプロジェクトファイナンスで行なうということでしょうか。 また、プロジェクトファイナンス以外の資金調達方法も可能でしょうか。	本事業における資金調達は、プロジェクトファイナンスに限ります。
98	20	7.-(2)-1)	国庫補助金等の取り扱い	国庫補助金の交付対象施設となる見込みである。との事ですが、事業者がページ16での処理対象物を全て合算し20.09トン/日最大規模のバイオマス施設を提案したにも拘らず国庫補助金が交付されない場合は稚内市が当該費用を負担するとの理解で宜しいでしょうかお示しください。	本施設については、処理対象物を処理し、環境省の高効率原燃料回収施設の適用要件を満たす施設であることを条件としており、当該事項をクリアしたにも拘らず国庫補助金等が交付されなかった場合のリスクは稚内市にあるものと考えます。
99	20	7.-(2)-1)	国庫補助金等の取り扱い	国庫補助金について補助対象範囲と補助率を確定しお示し願いたい。補助率及び補助対象範囲等恣意的に決定される恐れがある行為を事業者のリスクとすることは公平な競争にはならないと考えますので公表をお願いします。	環境省の循環型社会形成推進交付金の高効率原燃料回収施設を想定しており、交付率は1/2。 交付対象事業範囲は、同交付金交付取扱要領に基づきます。
100	20	7.-(2)-1)	国庫補助金等の取扱	補助対象範囲についてご教示願います。	
101	20	7.-(2)-1)	国庫補助金等の取扱	補助対象範囲になるかどうかにつき、仕様書上の制限等が生じるのでしょうか。生じる場合はその内容についてご教示願います。	入札説明書等に表示します。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
102	20	7.-(2)-2)	建設段階における建設費の一部支払い	仮に交付対象内:交付対象外=9:1として、 90%(交付対象内)×1/2(交付金部分)=45%(交付金) ①90%(交付対象内)×1/2(交付金以外)×90%=40.5% (起債) ②10%(交付対象外)×90%=9%(起債) ③①+②+③=94.5%となります。 概ね上記程度の建設費が、設計・施工期間に支払われるものと解釈してよろしいでしょうか。	No.27を参照して下さい。
103	20	7.-(2)-2)	建設段階における建設費の一部支払い	建設費の一部について、市が環境省……、設計・施工期間に建設一部払金として事業者を支払う。 と記載があるが、建設一部払金によって、貴市が調達予定金額の明示を願えないでしょうか。	
104	20	7.-(2)-2)	建設段階における建設費の一部支払い	「市が環境省の交付金の受給や一般事業債を起債すること等により調達し」とありますので、国からの交付金は市に(SPCではなく)交付され、これに市が起債で独自に調達した資金を加えて、SPCに建設一部払金を支払う、との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
105	20	7.-(2)-2)	建設段階における建設費の一部支払	「設計・施工期間に建設一部払金として事業者を支払う。」とありますが、建設一部払金の支払い金額・時期を確定して頂けませんでしょうか。(建設一部払金の支払い金額・時期を確定して頂いた方が、資金調達コストを低廉にすることが出来ます。)	支払額はNo.27を参照して下さい。 支払時期は、整備期間の中間年度末に出来高に応じた額を中間支払いし、所有権移転時に残額が支払われるものと考えます。 詳細は、入札説明書等に表示します。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
106	27	資料 2-1.	共通事項	<p>リスク 11 制度関連リスクー補助金等 事業者の事由により予定されていた補助金額が交付されない場合は事業者負担となっています。</p> <p>予定されていた補助金額が交付されない場合、建設期に戴ける支払いが目減りすることは考えられますが、これによる調達資金の金利負担増加等が事業者側の具体的損失と考えればよろしいでしょうか。(但し、事業期間を通じては全額支払われるものと考えています。)</p> <p>または、何らかのペナルティーを考えておられるのでしょうか。</p>	<p>そのとおりですが、金利増加分が補填されるとは限りません。</p> <p>No.76 の回答を参照して下さい。</p>
107	27	資料 2-1.	共通事項	<p>リスク 11 事業者の事由とはどのようなことを想定されていますか。</p>	<p>事業者の設計・建設工事等の瑕疵により本事業の一部又は全部が交付金対象とされないとき。</p> <p>リスクの内容はNo.106 を参照して下さい。</p>
108	27	資料 2-1.	共通事項	<p>リスク11 リスクの内容No.11にある「事業者の事由」とは何を想定されているのでしょうか。また、この場合の事業者側のリスクとして補助率の差額を負担するというのでしょうか。</p>	
109	27	資料 2-1.	共通事項	<p>リスク 15 「但し期間中に基準金利の見直しを実施」とありますが、</p> <p>①15年間の事業期間で何年毎の見直しの予定でしょうか。</p> <p>②仮に見直しを1回とすれば、建設一部払金を除いた初期投資金額を前期と後期の期間で案分して各期の元本返済額を決め、前期は「前期元本の元利均等払い+後期元本の利払い」、後期は「後期元本の元利均等払い」という支払方式の予定でしょうか。</p>	<p>①経済状況に大幅な変動があった場合を除き、支払開始時及び運営開始 11 年度目で見直すこととしています。</p> <p>②そのように予定しています。</p>
110	27	資料 2-1.	共通事項	<p>リスク16 リスクの内容No.16には、急激な物価変動(インフレ、デフレ)に伴う事業者の経費の増減によるもの、は市がリスクを分担することになっておりますが、「急激」と判断する定義が有りましたらご教示下さい。</p>	<p>入札説明書等に表示します。</p>

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
111	27	資料 2-1.	共通事項	リスク 17 「一定の範囲内の物価変動」とありますが、採用を予定されている指標・指数がありましたら教示下さい。	入札説明書等に表示します。
112	27	資料 2-1.	共通事項	リスク 16.17 「急激な物価変動」及び「一定の範囲内の物価変動」の具体的な定義(変動幅等)を明示願います また、提案書提出時点から施設の運転開始までの期間においても本項は適用されると理解してよろしいでしょうか？	入札説明書等に表示します。
113	27	資料 2-1.	共通事項	リスク 18 不可抗力リスク 不可抗力リスクには、予測の範囲を超えた異常気象(大雪等)を含むとの理解で良いか。	通常の予測の範囲を超えた異常気象による影響は不可抗力に含まれると考えます。
114	28	資料 2-3.	建設段階	リスク 27 「地中埋設物やその他予見できない事項に関するもの」には、用地から文化財等が発見された場合等も含まれると理解してよろしいでしょうか？	そのとおりです。
115	28	資料 2-3.	建設段階	リスク 30 「市が実施した測量、調査」の内容について、具体的に明示願います。	入札説明書等に表示します。
116	28	資料 2-3.	建設段階	リスク 32 リスクの内容No.32において、試運転・性能試験に要するごみの供給などに関するもののリスクは市の分担ですが、供給するごみの量、性状の確認結果は事業者側に提示していただけるでしょうか。	試運転時においても本稼働時と同様の供給を行うものです。
117	28	資料 2-3.	建設段階	リスク 32 「ごみの供給等」には、ごみの性状(量及び質)に加え他の全ての搬入物の量及び質が含まれると理解してよろしいでしょうか？	そのとおりです。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
118	28	資料 2-4.	運営・維持管理段階	リスク 37 リスクの内容No.37において、「計画値範囲内であれば事業者のリスク」とありますが、混入した毒物や金属物で不具合が発生した場合のリスクは市が分担すると理解してよいでしょうか。	事業者の善良なる管理者の注意義務違反等がある場合を除き、市の分担と考えます。
119	28	資料 2-4.	運営・維持管理段階	リスク 37 「計画値範囲内であれば事業者のリスク」とありますが、ごみ質の計画値をご教示下さい。	入札説明書等に表示します。
120	28	資料 2-4.	運営・維持管理段階	リスク 40 「施設整備の老朽化・劣化」とありますが、15年間の運転による老朽化・劣化は避けることが出来ません。大規模修繕、計画修繕等についてはどうお考えなのでしょうが。修繕のリスク分担についての方針をお示しください。	事業終了後においても市は、本施設を使用することを想定していることから、事業者は事業期間終了時においては、本施設の使用に支障のない状態で引き渡すものとし、そのために必要となる計画修繕等については事業者の業務範囲に含まれる。
121	28	資料 2-4.	運営・維持管理段階	リスク 40 施設・設備の老朽化、劣化に起因するものが全て事業者の負担するリスクとなっておりますが、15年の事業期間中、経年変化に伴う劣化は必ず生じます。この経年変化に伴う劣化を完全に修復するのは非常に困難であるため、経年変化に伴う劣化に関するリスクは稚内市殿の負担としていただけないでしょうか。	入札説明書等に表示します。
122	28	資料 2-4.	運営・維持管理段階	リスク 45 「搬入される不適物の処理及び保管に関するもの」のリスク分担が市となっておりますが、市は処理対象物の搬入までの業務、かつ不適物の分別の作業まで行った後、処理対象物の中間処理を事業者、不適物の処理については市が実施するものと理解してよろしいでしょうか。	市は処理対象物の搬入までを実施し、廃棄物の中間処理、不適物の処理については事業者が実施します。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
123	28	資料 2-4.	運営・維持管理段階	リスク 46 「施設処理不能」の解釈は、あくまで計画値範囲内のゴミ質・ごみ量の受け入れが出来なかったときと理解してよろしいでしょうか。また、36にごみ量、37にゴミ質のリスクは市の分担となっているため、計画値を超えるゴミ質・ごみ量に起因する施設処理不能は、事業者の分担するリスクでないとの理解でよろしいでしょうか。	計画値範囲内においては、計画ごみ質、ごみ量の受け入れ処理ができないことに加え、処理機能の不能にかかるものも該当します。 事業者の誤操作等に起因する処理不能は事業者のリスクに該当します。
124	28	資料 2-4.	運営・維持管理段階	リスク 47 事業予定地の精緻な土壌汚染現況調査を既に市が実施しているのでしょうか、それとも土壌汚染調査費を入札価格に含めて応札し、事業者が実施するのでしょうか。	入札説明書等で表示します。
125	28	資料 2-4..	運営・維持管理段階	リスク 47 土壌汚染 本事業の実施に伴い発生した土壌汚染に関するものは、事業者のリスクとなっているが、貸与前の土地に対する土壌汚染の有無は、市のリスクで第三者に確認させるとの理解で良いか。	
126	29	資料 2-5.	契約終了段階	リスク 48 退去時に必要な業務は要求水準書(案)26ページ記載のとおり業務終了3年前から協議を開始されるため、当該協議が整った段階で費用が確定するものと考えられます。よって退去に伴う業務は本事業とは別途契約とすべきと考えますが如何でしょうか。	別途契約は想定していません。